



# 平成29年乗務員年間教育指導計画

飛鳥交通株式会社

|           | 安 全   | 旅客接遇と接客サービス   | 生活指導と健康管理<br>II-10  | 服 務 規 律  | 車 両・環境保護   | 営 業   |
|-----------|---|---|---|--|--|---|
| 1月        | ・年末年始自動車輸送安全総点検実施<br>・歩行者と二輪車の事故防止<br>・自動車の構造上の特性の把握II-3<br>・事故削減目標<br>・輸送の安全に関する基本方針<br>・異常気象時(降雪)の事故防止  | ・年始挨拶運動の推進と基本心得<br>・料金メーター不正使用の厳禁<br>・バリアフリー対応と車椅子の取扱い<br>・車内禁煙に対する接客 | ・年始における良い生活設計、年間目標の設定<br>・風邪予防の徹底<br>・禁煙努力の励行について<br>・覚せい剤など薬物使用の恐ろしさについて | ・基本法令と運送約款について<br>・乗務前、乗務後点呼時アルコールチェッカー使用の徹底<br>・最大拘束時間の厳守で過労運転の防止 | ・車両の取扱い説明書を今一度読んで取扱いを理解しよう<br>・無用アイドリング停止<br>・環境方針と燃費目標<br>・車内清掃について | ・今年度営収目標と事業計画について<br>・市場特徴に応じた有効な流し方と心構え<br>・防犯対策について       |
| 2月        | ・旅客の安全の確保II-4<br>・事故事例の研究II-2・事故報告の完全徹底(救護義務等)<br>・駐停車違反が招く事故の危険性<br>・異常気象時(降雪)の事故防止  | ・忘れ物の対応と共に領収書の発行・手渡しの励行<br>・ありがとうございましたと心をこめて<br>・車内カメラの旅客への説明        | ・明番、公休日における休養の取り方について<br>・健康管理は自己管理<br>・たばこの人体に対する有害について                  | ・体調不良による欠勤の防止<br>・社内への酒類持込禁止<br>・最大拘束時間の厳守で過労運転の防止<br>・車内カメラの取扱い   | ・タイヤ交換実習<br>・三角表示板、ジャッキ、輪止めについて<br>・環境問題はできることから(4R運動の推進)            | ・有効な流し方と上位者の日報、運行記録からの研究<br>・無線営業に関するキャンセル、無応答について          |
| 3月        | ・春休みの児童の保護・オートバイ、自転車との事故防止<br>・法定速度厳守で安全走行II-2<br>・後退時の安全再確認励行<br>・交差点での一時停止完全実施  | ・途中下車強要等、不正事案の絶無について<br>・メーター器、ユニットの正しい操作について<br>・車内禁煙に対する接客          | ・定期健康診断の全員受診について<br>・出番の前日の酒は控えめに<br>・危険ドラッグなど正常な運転ができない薬物摂取の厳禁           | ・仮眠室での寝煙草の禁止<br>・規則違反と罰則規定<br>・最大拘束時間の厳守で過労運転の防止                   | ・緊急時の実習<br>・消火器、発煙筒の取扱いについて<br>・タイヤ空気圧は適正に<br>・車内清掃について              | ・無線の取扱いと実車率の向上について<br>・営業回数を積み上げる<br>・防犯対策について              |
| 4月        | ・春の全国交通安全運動と公共交通機関の使命II-1<br>・新入学児童、歩行者との事故防止<br>・駐停車違反が招く事故の危険性  | ・迂回走行の厳禁、行先、経路の復唱について<br>・乗務員の車内喫煙禁止について<br>・車内カメラの旅客への説明             | ・未受診者の受診及び要精密検査者のその後の対策<br>・運動不足は明番、公休に軽体操や散歩で補う<br>・禁煙努力の励行について          | ・定められた制服、ネクタイの着用の徹底<br>・酒気帯び運転の絶対禁止<br>・最大拘束時間の厳守で過労運転の防止          | ・ロックとその解除方法について(各ロック部分)<br>・アイドリングストップ<br>・環境に配慮した日常点検整備             | ・日曜、祝祭日の流し方と勤務時間の厳守<br>・催事等の情報収集<br>・防犯対策について               |
| 5月        | ・運転者の運転適正に応じた安全運転II-8<br>・旅客乗降時の安全確保II-5<br>・二輪車との事故防止<br>・交差点での一時停止完全実施  | ・領収書の発行、手渡しの励行<br>・感謝の気持ちを表す営業で接客不良の根絶                                | ・夜遊び、飲酒による寝不足疲労の防止<br>・健康保持は自己責任<br>・覚せい剤など薬物使用の恐ろしさについて                  | ・無理の無いレジャー計画と欠勤防止について<br>・振替による長期連続勤務の禁止                           | ・車両清掃について(ボデー、内部、エンジンルーム等)<br>・燃費向上に関心を持つ                            | ・ゴールデンウィークの流し方と目標計画を一致させて営収の確保<br>・無線営業に関するキャンセル、無応答について    |
| 6月        | ・梅雨期の事故防止(法定速度の遵守II-2、適切な車間と早めの減速)<br>・事故事例II-2と救護義務徹底<br>・輸送の安全に関する基本方針  | ・区域外営業の根絶について<br>・迎車、回送、予約表示の正しい操作方法<br>・車椅子の取扱い<br>・車内禁煙に対する接客       | ・収支バランスの取れた生活設計の見直し、確実な勤務で余計な出費を控える<br>・たばこの人体に対する有害について                  | ・出庫、帰庫時間を守らせることによる過労防止<br>・最大拘束時間の厳守で過労運転の防止<br>・車内カメラの取扱い         | ・ヒーターの操作について(室内ガラスのくもり)<br>・急発進、急加速をしない<br>・車内清掃について                 | ・梅雨時期の営業特徴<br>・近距離客の激増、コソコソと営業回数を稼ぐこと又、釣銭不足の防止<br>・防犯対策について |
| 7月        | ・猛暑期の事故防止<br>・過労運転防止の自己管理II-9<br>・ロードリーダーとしての模範運転とはII-1<br>・異常気象時(ゲリラ豪雨、台風)の事故防止  | ・タクシーの日キャンペーンの趣旨の徹底<br>・乗禁地区営業の根絶について<br>・バリアフリーについて                  | ・夜更かし、夜遊びを自粛<br>・冷房による冷え過ぎ防止<br>・暴飲、暴食は慎むこと<br>・危険ドラッグなど正常な運転ができない薬物摂取の厳禁 | ・過労を残さないレジャー計画と勤務優先の指導<br>・乗務前、乗務後点呼時アルコールチェッカー使用の徹底               | ・エアコンの操作と故障時の対応について<br>・環境保護の重要性と私達にできること<br>・エコドライブに関する基礎知識         | ・メーターの正しい操作について<br>・営業回数50回を目標に<br>・防犯対策について                |
| 8月        | ・夏休みの児童の保護・単車、自転車との事故防止<br>・放置及び駐停車違反の絶対禁止II-2 救護と報告義務完全徹底<br>・異常気象時(ゲリラ豪雨、台風)の事故防止   | ・障害者割引制度の正しい取扱いについて<br>・迂回走行の防止、コース確認の重要性について                         | ・睡眠時間を十分に取りバランスの良い食事を規則的にとる<br>・冷房による風邪の予防<br>・たばこの人体に対する有害について           | ・明番時の休養の取り方について<br>・酒量1単位の量と、体内残留4時間について                           | ・エンジンオイル、ラジエーターの水、バッテリー液の点検について<br>・燃費向上に関心を持つ                       | ・駅付け、流し営業を中心に無線配車との効率的な営業を計る<br>・無線営業に関するキャンセル、無応答について      |
| 9月        | ・秋の全国交通安全運動とタクシーが模範となる安全な防衛運転<br>・危険を予測、回避の運転II-7<br>・異常気象時(ゲリラ豪雨、台風)の事故防止  | ・忘れ物の絶無、領収書の発行・手渡しの励行<br>・車内喫煙禁止について<br>・不当料金請求の厳禁                    | ・定期健康診断の全員受診について<br>・過労運転防止の為、規則正しい明番公休の休養の取り方について                        | ・始業、終業点呼の重要性和確実な報告<br>・最大拘束時間の厳守で過労運転の防止                           | ・車両からのSOS(異音、振動)は速やかに報告<br>・メーター類の読み方<br>・正しい日常点検の実施                 | ・地理の研究、上位者の日報から営業方法の研究<br>・遅刻、早退の撲滅<br>・防犯対策について            |
| 10月       | ・安全速度の厳守II-2<br>・交差点内の事故防止<br>・公共輸送機関としての自覚と責任II-1・輸送の安全に関する基本方針  | ・行先の復唱、コースの確認の徹底について<br>・乗合行為の絶対禁止について<br>・車内禁煙に対する接客                 | ・未受診者の受診及び要精密検査者のその後の対策<br>・覚せい剤など薬物使用の恐ろしさについて<br>・禁煙努力の励行について           | ・当日欠勤の防止と振替による長期連続勤務の禁止<br>・配車予定表の厳守徹底<br>・最大拘束時間の厳守で過労運転の防止       | ・アイドリングストップと地球温暖化について<br>・オーバードライブを有効に活用<br>・環境に関わる法規制・行政指導          | ・低営収者の指導教育の徹底<br>・無線営業に関するキャンセル、無応答について                     |
| 11月       | ・営業区域の危険箇所の把握(交通状況)II-6<br>・歩行者、二輪車との事故防止<br>・過労運転の防止II-9<br>・駐停車違反が招く事故の危険性  | ・繁忙期を控え乗禁地区営業、区域外営業の根絶<br>・料金メーターの正しい使用について                           | ・出番の前日の酒は控えめに<br>・危険ドラッグなど正常な運転ができない薬物摂取の厳禁                               | ・基本法令と運送約款について<br>・酒気帯び運転の絶対禁止<br>・最大拘束時間の厳守で過労運転の防止               | ・エコドライブ月間<br>・車庫内暖気運転の短縮<br>・車内清掃について                                | ・防犯の心得について<br>・無事故、無違反、そして笑顔で成績向上をめざす<br>・防犯対策について          |
| 12月       | ・年末年始自動車輸送安全総点検実施 歩行者との事故防止<br>・スピード違反の絶無II-2<br>・救護義務の重要性  | ・街頭営業違反の撲滅<br>・乗車拒否等、不正事案の根絶について<br>・車椅子の取扱い                          | ・深酒、夜更かし防止による健康管理の徹底<br>・風邪による体調不良の防止<br>・禁煙努力の励行について                     | ・年末年始の欠勤防止と休暇の取扱い方<br>・酒量1単位の量と、体内残留4時間について                        | ・スタッドレスタイヤ使用について<br>・空気圧の計器測定は月に3回は実施する                              | ・営業目標達成の努力集中と正しいメーター操作について<br>・防犯対策について                     |
| 指導主任者指示事項 | <p>* 指導主任補助者(教育実施者)の留意点</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1: 乗務員全員の出席を義務付けること。</li> <li>2: 毎月実施する教育には責任をもち、教育実施日を決めるとともに、実施の際は、予め万全の計画を練りより効果的に行うこと。</li> <li>3: 教育実施後は、所定の様式に従い、個人別教育台帳に確実に記録をすること。<br/>さらに、個別指導の実施の記録も同様とする。</li> <li>4: 上記計画の他、右項目は必ず実施すること。</li> </ol> <p>◎通年で毎月徹底指導する項目</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>I: 運輸安全マネジメント推進方針の徹底。</li> <li>II: 運転者に対する指導監督の告示等。(1~10)</li> <li>III: 酒気帯び運転の絶対禁止の徹底。</li> <li>IV: 最大拘束時間、最高乗務距離厳守による過労運転防止の徹底。</li> <li>V: 健康に起因する事故防止の徹底</li> <li>VI: グリーン経営推進と環境保護。</li> </ol> <p>◎毎月適時に実施する項目</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①: 地理、道路事情。</li> <li>②: 交通規制の状況。</li> <li>③: 苦情事例による再発防止の実務教育。</li> <li>④: 事故事例による原因と再発防止対策。</li> <li>⑤: 事故警報に指示された事項の徹底。</li> <li>⑥: 支局、警察、協会、東タクセンター、日本交通等からの周知させるべき事項の徹底。</li> </ol> |   |   |  |  |   |